

条例の制定

●袋井市たばこによる健康への影響から市民を守る条例の制定について

国や県において、受動喫煙防止対策の強化が進められる中、受動喫煙防止対策に加え、喫煙者の減少に努めるなど、市と市民や事業者が連携・協働し、たばこによる健康への影響がないまちを実現するため、新たな条例を制定するものです。

・罰則規定

喫煙者を排除するものではなく、理念条例として制定するため、罰則規定は設けません。

・タバコを吸わない習慣を身につける取り組み

小中高校や大学での喫煙防止教育や禁煙治療の周知に取り組みます。

・公共施設での喫煙

敷地内は禁煙とし、小中学校など教育施設に隣接する路上での喫煙に努力義務を課します。

条例の一部改正（主なもの）

〈市長提出議案〉

●袋井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

（期末手当の年間支給月数 3・60月↓3・55月）

●袋井市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部改正について

（期末手当の年間支給月数 4・50月↓4・45月）

●袋井市職員の給与に関する条例の一部改正について

（期末手当の年間支給月数 4・50月↓4・45月）
人事院勧告に伴い、改正するものです。

〈議員提出議案〉

●袋井市議会委員会条例の一部改正について

新型コロナウイルス感染症など、重大な感染症のまん延防止の観点から、また大規模な災害などの発生により、委員会の招集場所への参集が困難とされる実情がある場合に、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話できる方法（オンライン）を活用した委員会を開催できるものとするものです。

人事（敬称略）

●人権擁護委員

令和3年3月31日をもって任期満了となる委員について、市長が推薦する次期の候補者について意見を求められ、原案のとおり同意しました。

任期は、令和3年4月1日から3年間です。

- ・安間佐江子（西ヶ崎）再任
- ・深見はる美（旭町）新任

その他

●第2次袋井市総合計画後期基本計画について

平成27年3月に策定した基本構想もと

に、袋井市総合計画の後期基本計画（令和3年度～令和7年度）を定めるものです。

●公共施設の指定管理者の指定について

次の公共施設の指定管理者を指定するものです。指定の期間は、令和3年4月1日から3年間です。

◎袋井市宮駐車場・自転車等駐車場
アマノマネジメントサービス（株）

●袋井市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

袋井市議会の議員の定数を20人から18人とする議案が上程され、議論が交わされた。（議員の賛否は11頁参照）

提案理由

・コロナ禍における厳しい財政状況の中、行政改革とともに議員自らが身を切る覚悟が求められる。

・令和元年度の静岡県議会議員選挙への立候補により、議員数は19人と減っていた。この2年間に議会運営上で問題はなかった。

反対討論

・袋井市議会基本条例に、議員定数の改正に当たっては市政の現状と課題、今後の予測などを十分に考慮するとともに、市民の意見を反映して決定するものと定められている。今回は審議が不十分で、時間をかけた議論が必要である。

・委員会ですっかり議論するには7人以上の人数が必要といわれている。3常任委員会体制の袋井市で、議員定数が18人では少ない。
・議員定数の削減により、志のある者、女性や若者の挑戦の機会を奪うことにつながる。